



2 病院を受診する

発達障害が疑われる場合は病院の受診も考えましょう。発達障害がある場合、福祉サービスなどを利用する際に、医師の診断書などが必要となります。

また、障害のある方向けの各種補助・助成を受ける場合にも、やはり診断書などが必要となります。

○どの病院に行けばいいの？

発達障害は診断が難しい障害と言われています。このため、発達障害の診断ができる病院は限られています。特に専門の医療機関の場合は、予約から受診まで長期間待たなければならない場合もあります。

広島県のホームページに「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」が掲載されていますので、活用しましょう。行っている診療の内容をよく確認の上、受診を希望する場合は、受診するためにどんな手続きが必要かなど、あらかじめ電話で確認しておくといでしょう。

【広島県ホームページ】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryokikanrisuto.html>

○受診するときのコツ

発達障害の診断は、保護者から生育歴を丹念に聴き取ったり、診察室でのこどもの様子を観察したり、知能検査や発達検査を行ったりと、時間と回数を重ね、様々な視点から総合的に行います。このため、保険証や母子手帳に加えて、生育歴・病歴・通院歴などを整理して持っていくと診察がスムーズに進みます。また、病院では、短い時間で子どもの様子を伝える必要があります。気になる行動をあらかじめピックアップしてまとめておくといでしょう。

○病院と意思疎通がうまくとれず困っている

●広島市医療安全支援センター

市民の皆様の医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場で専任の相談員が相談をお受けし、助言等を行います。

○対象 原則として、広島市民または広島市内の医療機関に関する相談

○相談方法 ①電話相談 ②面接相談（事前に予約が必要です。）③FAX・電子メール・手紙

○内容 医療機関とのトラブル等について、相談者が自主的に問題解決できるよう助言を行います。

※診療内容の是非や過失の有無の判断、仲裁などを行う機関ではありません。

○相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時（ただし、祝日、年末年始及び8月6日を除く。）

○相談費用 無料

名 称	所 在 地	電話番号（FAX 番号）Eメール
広島市医療安全支援センター	中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市健康福祉局保健部医療政策課内（市役所本庁舎13階）	504-2051 (504-2258) medcouns@city.hiroshima.lg.jp

○救急の病院はどこにあるの？

●休日・夜間救急医療機関

	平日（月～金曜日）	土曜日	日曜日・祝日
昼	◎かかりつけ医		◎在宅当番医 （受付/9：00～17：30） （当日の新聞、広島市ホームページで確認できます。） ◎広島口腔保健センター（歯科） ☎262-2672 東区二葉の里3-2-4 （受付/9：00～15：00）
夜	◎広島市医師会千田町夜間急病センター【内科（15歳以上）・眼科・整形外科・外科（けが）】 ☎504-9990 中区千田町3丁目8-6 ※駐車場完備 （受付/19：30～22：30、診療/19：30～23：00）（休診 12/31～1/3）		
	◎安佐医師会可部夜間急病センター【内科（15歳以上）】 ☎814-9910 安佐北区可部4丁目11-28 ※駐車場完備 （受付/19：00～22：30、診療/19：30～23：00） （休診 12/31～1/3）		
		◎広島市医師会運営・安芸市民病院（内科又は外科） ☎827-0121 安芸区畑賀2丁目14-1 （受付/18：00～23：00）	◎安佐市民病院（小児科） ☎815-5211 ※日曜のみ 安佐北区可部南2丁目1-1 （受付/18:00～22:00） （休診 8/6、12/29～1/3）
◎舟入市民病院（耳鼻咽喉科） ☎232-6195 中区舟入幸町14-11 （受付/19:00～22:30） （休診 8/14～16、12/31～1/3）			
【24時間365日体制で診療】 ◎広島市立舟入市民病院（小児科） ☎232-6195 中区舟入幸町14-11			

※休日や夜間でも診てもらえるかかりつけ医がいれば、そちらを優先してください。

●精神科救急情報センター

精神障害のある方や保護者などから、精神科疾患の医療相談を24時間電話で受け付けます。

○対象 精神障害のある方や保護者等

○受付時間 年間を通して毎日24時間

名称	所在地	電話番号
精神科救急情報センター	安芸区中野東四丁目11-13 瀬野川病院内	892-3600

●精神科救急医療施設

精神科疾患の急発・急変により緊急な医療を必要とする場合に、診療を受けることができます。

○対象 緊急な医療を必要とする精神障害者等

○受付時間 年間を通して毎日24時間

○利用方法 直接担当月の担当病院へ。（まず、電話をして緊急受診が必要かどうか精神科医師に相談してください。）

名称	所在地	電話番号	担当月
瀬野川病院	安芸区中野東四丁目11-13	892-1055	4月～5月、7月～8月、 10月～11月、1月～2月
草津病院	西区草津梅が台10-1	277-1001	6月、9月、12月、3月

※令和2年度以降変更の可能性あります。

○障害児を対象とした病院はあるの？

障害児・者の歯科診療を行っている機関（事前に電話でお申込みください。）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
広島大学病院障害者歯科	南区霞一丁目 2-3	257-5703
広島市こども療育センター附属診療所	東区光町二丁目 15-55	263-0683
広島口腔保健センター	東区二葉の里三丁目 2-4	262-2555

○医療費の補助制度があると聞いたけど？

●自立支援医療（精神通院医療）

精神障害の適正な医療の普及のため、通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

○対象 入院しないで行われる精神障害の治療を受けようとする方で、継続的に通院治療の必要があると判断された方

○手続き等 56ページをご覧ください。

●広島市精神障害者通院医療費補助

精神障害者に対して通院医療費の自己負担分を補助することにより、精神障害の適正な医療を普及させ、障害者の社会復帰の促進及び福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、自立支援医療（精神通院医療）による支給認定を受けている方

○手続き等 56ページをご覧ください。

●重度心身障害者医療費補助

重度心身障害者（児）に対して医療費の一部を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が1,595,000円（扶養親族等がいる場合は、1人につき380,000円を加算）以下で、配偶者及び扶養義務者の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が6,287,000円（扶養親族等がいる場合は、1人目については249,000円を加算、2人目からは1人につき213,000円を加算）未満であって、健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方（別途所得に対する控除があります）。

①身体障害者手帳 1級～3級の所持者 ②療育手帳Aの所持者 ③身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、その障害の程度が国民年金法第30条第2項に規定する1級に該当する方

※次の要件を全て満たす人工呼吸器などを常時装着されている方の所得制限はありません。

①継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある方

②日常生活動作が著しく制限されている方

○手続き等 56ページをご覧ください。

●重度心身障害者介護保険利用負担助成

重度心身障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 重度心身障害者医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

○手続き等 57ページをご覧ください。